

中核機関及び権利擁護センターにおける機能分散表

	求められる具体的な役割	開設時に備える機能等	あま市		あま市社会福祉協議会	
			社会福祉課 (社会福祉係・障害福祉係)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	日常生活自立支援事業 地域包括支援センター 障害相談支援事業所	
司令塔機能	・地域連携ネットワークの構築 －三士会や医療・福祉関係団体、家庭裁判所等と連携し地域のネットワークを構築する。	必須	◎ (中核機関の重要な役割として担う)	○ (構成員として担う)	○ (構成員として担う)	
	・成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理	必須	◎	×	×	
事務局機能	・協議会の開催 －法律・福祉専門職団体、医療、金融等の関係機関が連携体制強化する合議体を開く。	必須	◎ (中核機関の事務局として担う)	○ (構成員として協議会に参加する)	○ (構成員として協議会に参加する)	
	・成年後見制度利用支援事業の事務等管理 －相談、申請、審査事務、要綱改正を行う。	必須	◎ (地域生活支援事業)	◎ (地域支援事業)	×	
進行管理機能	広報・啓発	必須	◎ (社会福祉協議会と協働して担う)	△ (研修会や講演会等に参加する形で担う)	◎ (地域福祉の推進主体として協働で担う)	
	相談	・明確な相談窓口の設置 (自治体及び中核機関) －本人、親族、支援者、福祉施設、病院、事業所等への相談対応や相談会等を行い、相談につながりやすい環境を整備する。	必須	◎ (生活困窮者自立支援窓口と一体的に設置し、断らない相談窓口とする)	×	×
		・相談機関における検討への専門職の派遣(法律・福祉)、権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め －地域の相談支援機関等のケース検討に参加し、債務や契約などの課題に関する法的な課題を明確にする。	必須	◎ (アセスメントを行い後見ニーズを見極める)	○ (潜在対象者を発見した場合は権利擁護センターと連携・協力して対応する)	○ (潜在対象者を発見した場合は権利擁護センターと連携・協力して対応する)
	・支援方針の検討・決定 ・市長申立て判断等 －ケース検討で成年後見ニーズを分析・判断して支援方針を見立て、判断する。	必須	◎ (ケース検討会議を主催し、専門職と支援方針を決定する)	○ (ケース検討会議に参加し、権利擁護センターと連携する)	○ (ケース検討会議に参加し、権利擁護センターと連携する)	

中核機関及び権利擁護センターにおける機能分散表

	求められる具体的な役割	開設時に備える機能等	あま市		あま市社会福祉協議会
			社会福祉課 (社会福祉係・障害福祉係)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	日常生活自立支援事業 地域包括支援センター 障害相談支援事業所
相談	・日常生活自立支援事業からの移行 ・生活困窮者自立支援事業等の利用促進 －利用者の判断能力が低下するなど、本人の状態変化に応じて、適切な時期に成年後見制度等の利用につなぐ。	必須	◎ (日頃から各事業の担当者と連携し、成年後見支援を検討する)	○ (潜在対象者を発見した場合は権利擁護センターと連携・協力して対応する)	◎ (日常生活自立支援事業利用者で成年後見の検討が必要な者を把握する)
	・任意後見開始等のタイミングに関する助言やサポート －任意後見契約を締結した本人の判断能力が低下しても適切な時期に任意後見開始等の助言やサポートを継続的に行う。	必要に応じて実施する。	○ (必要に応じて相談を受ける)	×	×
進行管理機能 利用促進	・申立てに関わる相談・支援 －本人や親族等の申立人に対して、申立てを行いやすくなるよう相談・支援する。 －必要に応じて市長申立てを行う。	必須	◎ (申立てに関わる相談を社会福祉課において対応する)	○ (ケースに関わりのある場合、必要に応じて連携する)	△ (ケースに関わりのある場合、必要に応じて連携する)
	・適切な成年後見人候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て) －情報を集約して誰が(どの専門職が)ふさわしいかマッチングできるようにする。	申立てすることになれば、候補者を調整することとなるため、ケースに応じて実施する。	◎ (相談機能と関連して候補者を推薦できる機能を備える)	○ (ケースに関わりのある場合、必要に応じて連携する)	△ (ケースに関わりのある場合、必要に応じて連携する)
	・市民後見人の研修等養成 －適切な成年後見人候補者として、支援の担い手となる市民後見人を養成する。	相談傾向等から、望ましい市民後見人像は実績を積みながら検討する。	○ (将来的に実施できるよう検討する)	×	◎ (今後実施できるよう企画立案する)
	・法人後見の担い手育成や活動支援 －長期的な支援を要するケースなど地域で柔軟に対応できる支援体制を整える。	相談傾向等から、法人後見の実施やあり方は実績を積みながら検討する。	○ (法人後見ガイドラインを社会福祉協議会と協働で作成する)	×	◎ (法人後見のあり方を主体で検討する)
後見人支援	・チーム等支援会議の調整やコーディネート －後見人選任後、本人を支えるチームを再編成し、相談・連携体制を整える。	ケースに応じて実施する。	◎ (中核機関として主導し体制を整える)	○ (関わりのある場合は必要に応じて加わる)	○ (関わりのある場合は必要に応じて加わる)

中核機関及び権利擁護センターにおける機能分散表

	求められる具体的な役割	開設時に備える機能等	あま市		あま市社会福祉協議会
			社会福祉課 (社会福祉係・障害福祉係)	高齢福祉課 (基幹地域包括支援センター)	日常生活自立支援事業 地域包括支援センター 障害相談支援事業所
進行管理機能	後見人支援 ・後見人等の相談窓口の明確化やバックアップ体制 －本人・後見人が中核機関と連携することで後見活動を支え、適切な支援を提供する。	ケースに応じて実施する。	◎ (後見人からの各種相談を断ることなく対応する)	×	×
	・家庭裁判所との連絡調整 －中核機関が家裁と連携し、本人の状態変化に伴い類型や後見人変更等調整する。	類型や後見人の変更を要するケースを把握したら、実施する。	○ (中核機関として役割を担う)	×	×
	・報告書等書類作成支援 －家裁への報告書の作成を支援する。	相談があった際は家庭裁判所と連携する。	○ (中核機関として役割を担う)	×	×
不正防止	・後見人等の不正防止	状況に応じて対応する。	○ (中核機関として役割を担う)	△ (疑わしい案件があれば情報提供する)	△ (疑わしい案件があれば情報提供する)

<記号の説明>

◎:実施主体となる又は主導して、その役割を担う。

○:状況に応じて対応したり、関連するときは協働して関わったりするなど、その役割を担う。

△:支援が必要なケースをセンターへつなぎ、情報提供するなど、側面的にその役割を担う。

×:その役割を担わない。